

厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、現在は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する16歳以上の者としているところ、市町村の区域内に居住する12歳以上の者とするものとするについて妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和3年6月1日から適用する。